

第十二編

治

安

駐とん地関連の土地、建物と面積

区 分	土地面積 (㎡)	建物(棟)	建坪面積 (㎡)	六〇年度評価額 (千円)
駐とん地	三六〇、一三七	五一三	六六九	二、〇七五、九八〇
滝川演習場	一、二三八、九三七	—	—	一五五、八二〇
新十津川射場	一五八、七四四	二	三九	四三、四一二
朝日町宿舍	七、六一六	五七	三、三五二	二二八、三二六
朝日町西宿舍	五、八七九	三四	一、七六〇	一一四、六六三
朝日町南宿舍	三三〇	一	六〇	三、九〇六
新十津川宿舍	五、四〇〇	三二	一、五三六	九二、六一〇
計	一、七七七、〇四三	—二〇、四一六	—二〇、四一六	二、七一四、七二四

歴代駐とん地司令(各一等陸佐・昭和五十四年度以降)

就任年月

- 一三代 田畑 元典 昭和五三・七・一
- 一四代 佐々木 直 〃 五五・八・一
- 一五代 池崎 一夫 〃 五七・八・二
- 一六代 大西 操 〃 六〇・三・一六
- 一七代 國見 昌宏 〃 六二・八・一
- 一八代 嶋野 隆夫 平成 元・六・三〇

自衛隊誘致に関する補説

滝川市制実現への起爆的な役割を果

たした陸上自衛隊の滝川駐とんに至る経過について市史下巻には記述がなく、わずかに誘致問題に関わった当時の警察署長田中君太郎(昭和三十四年から市議會議員、江部乙合併後の初代市議會議長)の談話が掲載されているだけである。

この自衛隊誘致問題については、滝川市制三十周年記念誌「市制

と発展の軌跡」(昭和六十三年七月刊・松重三郎編)にその詳細が載せられており、更に開基百年記念事業として刊行された記念誌「市史外伝」(平成二年七月刊・編集松重三郎)では、これらをまとめた形で「自衛隊誘致」の項をおこしている。

本節では、「市史外伝」の自衛隊誘致の項と、田中君太郎の談話の全文を掲載して後世への記録として残すこととした。

「自衛隊誘致」

昭和二十七年六月十日に滝川化学工場が操業を停止すると、会社の破産は時間の問題とされる中であって、町ではこの工場の施設を活用して再生を図るべく八方手を尽くしたのであるが、この巨大工場は施設管理にも莫大な経費がかかることから、止むを得ず工場施設は解体撤去して、一一七ヘクタールに及ぶ工場跡地を活用することにより、町の再興を期することになったのであった。

滝川化学工場の火が消えるということは、多数の従業員の職場を失うことになるばかりでなく、滝川の経済にとっても計り知れない打撃を受けることになるわけで、一日も早く工場等の誘致を図って街の活性化が望まれるわけであり、当時はわが国の経済も敗戦後の混乱からようやく復興への足がかりをつかんだとはいえ、企業の誘致は容易ならざる状況にあったから、選り好みなどできない事情にあったとしても、何とか人口増加につながるものを誘致することによって、市制を施行することが強く期待されていたわけである。

最初に誘致を図ったのは日本油脂の工場である。昭和二十七年の年末から進められたこの工場誘致は、ある程度具体化への足がかりを得たとも伝えられているが、工場建設を急ぐ会社側としては、膨大な施設の残存する工場敷地の現状を見てついに不首尾となり、その後美唄市の峰延に工場建設を決定したもので、もし、このダイナマイト工場建設が実現していたとすれば、滝川の歴史も大きく塗り変えられるものになったであろう。

次に浮上したのが保安隊自動車修理工場の誘致で、昭和二十五年六月に勃発した朝鮮動乱を契機として、占領軍司令部の指示により七月には警察予備隊が創設されたのであるが、昭和二十七年十月になって警察予備隊は保安隊と改称され、人員装置とも大幅な増強整備が図られることになり、この中で車両の集

中整備工場が計画されたものである。

昭和二十八年三月の第一回定例町議会において「保安隊自動車修理工場の誘致について」の議案が満場一致で可決されたことにより、関係当局に対して強力に運動を展開することになったわけであるが、これは旧人石の建物の中でも最も巨大な合成工場は、飛行機が二、三機も入るようなものであったので、この工場を自動車修理工場に転用すれば、道央の立地条件に恵まれた場所でも最適であろうとするものであった。しかし、各キャンプ地では滝川まで輸送費をかけて運ぶことはできないとの意向から、この運動も実現は困難となったのである。

このような手づまりの状況の中で、二十九年になって一転して保安隊（注、二十九年七月一日から自衛隊として発足）誘致へと進むのである。このあとについては今までに多くの方が多面にわたって書かれているので触れないが、数多い人が情報や、つてを求めて運動した集積の結果であり、滝川の現況を哀れんだ天佑によるものと見るべきでなからうか。ただ、神部町長は「不戦の誓い」（注、終戦四十年記念誌、昭和六十年八月十五日滝川市刊）の中で、

……私は、議会の議決は修理工場の誘致であり、部隊を誘致するとすれば議決変更しなければならぬし、……もし議会に出せば革新派の中から反対が出るかも知れず、また、革新団体から反対運動でも派手にやられては、収集がつかなくなるおそれなしとしないので、町長の一存でやろうと決意して、議長外二、三の議員に内密に相談して、部隊誘致に踏み切りました。……

とあるが、当初は誘致実現の見通しをつかむための隠密行動はあったとしても、この部隊誘致については二十九年三月二十三日の町議会に諮問案「保安隊滝川キャンプ設定に伴う協定について」が提案され、演習場、営舎用地、道路、水道設備、電気設備、官舎及び住宅などにつき協定のうえ誘致を進めることとの諮問が、二十三、四日の二日間にわたり慎重な質疑答弁が行われたうえ、二十四日に満場一致で可と答申されたことにより、その後具体的な交渉を進めた結果合意に達し、二十九年八月には営舎等の建築に着手し翌三十年六月に竣工して、三十年六月二十八日の先遣隊の移駐に続き、七月十一日に陸上自衛隊

第一〇普通科連隊長一等陸佐森二三吉指揮のもと、主力部隊の滝川駐とんが完了したものである。

当時の滝川は財政的に最も窮乏の時代であったので、この協定事項の履行には不義理を重ねた点も多かったことも止むを得ないことであったが、滝川化学跡地の管理人として在任した男沢謙三の「苦難から躍動へ」（注、『地方自治三十年の歩み』記念誌、昭和五十一年滝川市刊）の中での述懐を紹介しよう。

……いよいよ自衛隊の庁舎が完成し、隊員があと二〇日目で着くというとき、私は北部方面の岸本総監に呼ばれて出札したところ神部町長もおられた。話を聞くと自衛官の宿舎は町が無償で用意する。それは私が持っている空屋を改装して提供するというのである。初めて聞く話ではあるが、そのとおりにしなければ間に合わないし、町長の顔も立たないのがわかったから「そうだ」と答えて急いで帰り、数百万円かけてたしか三〇戸だったと思うが、業者に撤夜作業をさせてやっと間に合わせた等々、色々なエピソードを秘めて自衛隊は誕生したのである。……

また、演習場についてもなかなか決定せず随分苦労したものであるが、関係者の努力によって戦後開拓の滝川幌倉開拓地を防衛庁において買収することになったのは、三十二年になってからである。

この演習地として買収された敷地は、戦後の無計画による入植の失政といわれるもの一つで、重粘土地のうえ水利も悪いため、関係者も営農を続けるうえで苦慮していたものであり、この買収は関係者から感謝されたものであったと言われる。

ただ、この駐屯地は旧人石工場のガレキの山であり、演習場についても重粘土のため車両はおろか人も通れない状態であったので、歴代の自衛隊幹部や隊員が一致協力してその整備に努力した結果、現在のような立派な駐とん地や演習場になったことを特に記さなくてはなるまい。

この自衛隊駐とんの決定により、隊舎建設工事などによって人の動きも活発になって、滝川の沈滞した経済界も活気を呈するとともに、特に、二、〇〇〇名を超える隊員と家族が転入したことで、三十年十月の国勢調査の人口が三一、〇六七人となり、待望の三万人を突破したことで三万市制実現の道が開か

れたわけである。

このことは、自衛隊駐とんが三カ月後れていたとすれば、滝川市制はなかったかも知れないという、画期的な意義を有したものであることを銘記しなければならぬ。

△資料「たきかわの百年」自衛隊の誘致の項 原文のまま▽

田中君太郎の談話 昭和二十九年春ごろ、米軍駐留の労働課長（少佐）が来滝し、警察署長であった私に用があるという。三浦華園ホテルに呼ばれ町の情勢を聞かれたあとに、何か希望することはないかという。私は自衛隊（注、その時はまだ保安隊であった）を誘致したいというと、よい場所があるかと聞かれた。

早速、朝日町の滝川化学が予定した病院の建築途中の建物（注、現在の中央病院）や近辺を案内したところ、よい場所だといって帰札した。少したつて北部方面総監の副官である菅原伝治一佐（この人は滝川警察署にも勤務したことがある）から自衛隊誘致について米軍が早急に滝川の状態を調査して報告せよといわれたと知らせがあった。当時の神部町長にこのことを報告すると、それは結構なことだ誘致したいと返事をしておくようにいわれた。

数日たつて、泉谷町助役と一緒に北部軍に伺つてみると、建物、訓練場、水道、電気、排水などの施設をやってくれといわれた。

当時、滝川化学が倒産直後で町は財政難にあり手間どっている間に、岩見沢に施設部隊が駐とんすることに決定してしまった。そして一年おくれで滝川化学のあとに現在の自衛隊駐とん地が置かれたのである。

△資料 滝川市史下巻七三六ページより原文のまま▽

前記二つの資料により、戦後の復興期における滝川町の財政難の状況や、それにもなう自衛隊誘致にかかる経緯の概要を考察することができ、更に、この問題については滝川市制三十周年記念誌「市制と発展の軌跡」（前出）の中で、「陸上自衛隊・北電火力発電所の誘致」の項に詳細記述されていることを付記しておく。

第二章 警察

第一節は下巻に登載

第二節 滝川警察署

明治二十三年（四月二日）滝川村戸長役場内に空知警察署空知太巡査駐在所が設置され巡査一人の配置があつたのが滝川警察署のはじまりである。その後、たびたび機構改正があり、戦後の自治体警察の配置、改廃など幾多の変遷をたどってきたが、昭和二十九年九月一日、北海道警察札幌方面滝川警察署と改称され、滝川・江部乙・新十津川・浜益の町村を管轄地域として現在に至っている。庁舎もたびたび移転、新改築されているが、昭和三十六年十二月五日現在地（緑町一丁目一番二二号）に新築移転して現在に及んでいる。

警察官駐在所及び派出所

警察官駐在所	設置場所	設置年月
東滝川警察官駐在所	東滝川町二丁目	大正五年四月
北滝の川	滝の川町西八丁目	大正十一年四月
泉町	泉町一丁目	昭和二十三年八月
新十津川町	新十津川町中央	明治二十三年七月
花月	新十津川町花月	明治四十一年六月
大和	新十津川町大和	明治四十四年三月
江部乙	江部乙町東一二丁目	明治三十五年一〇月
浜益	浜益村浜益	昭和一四年管轄変更
柏木	浜益村川下	明治三十九年一〇月

第二章 警察

警察官派出所

明神警察官派出所	明神町二丁目	昭和三十六年
駅前	同 右	大正十一年二月
栄町三丁目	同 右	大正十一年二月
黄金町	同 右	明治三十五年一〇月
黄金町一丁目	同 右	明治三十五年一〇月

駐在所・派出所の呼称については昭和四十六年に旧巡査部長派出所は「警察官駐在所」に、巡査駐在所は「警察官派出所」に改称、昭和五十四年六月一日に警察官駐在所に所長制を設け、警部補又は巡査部長を配置した。

歴代署長（昭和五四年以降）

歴代署長	就任年月日
五七代 警視署長	小山田健二 昭和五四・六・一
五八代 同	斎藤 武 〃 五五・七・二五
五九代 同	岡田 堅一 〃 五七・四・一
六〇代 同	寺内 道正 〃 五八・五・一〇
六一代 同	千代谷文勝 〃 五九・四・一
六二代 同	日野 孝三 〃 六一・三・三一
六三代 同	村瀬 惣一 〃 六二・三・一三
六四代 同	池田 壽 平成 元・三・三一

第三節 公安・防犯

札幌鉄道公安室滝川公安分室の廃止 国鉄時代滝川駅には札幌鉄道公安室滝川公安分室が置かれ、一二人の担当者が鉄道施設の警備、旅客公衆の秩序維持、運輸に係る不正行為防止及び調査、荷物事故の防止や調査の仕事にあたった。

しかし、長年にわたる多額の累積赤字の解消と、新時代に即した

輸送体制確立のため、日本国有鉄道は昭和六十二年三月三十一日で解散、道内国鉄も一〇七年の暮を閉じ同年四月一日から日本旅客鉄道株式会社（略称JR）が発足した。

このため人員、機構の整理や赤字路線の廃止など大改革がされ、この一環として鉄道公安業務は北海道警察の管掌するところとなり滝川公安分室も廃止された。

滝川地区防犯協会

町自治警察署時代に設置された滝川町公安協力会と滝川地区公安協力会を発展的解消し、昭和三十年四月五日滝川地区防犯協会が設立された。この協会は管内（滝川市・新十津川町・浜益村）の地域ごとに組織されている防犯協会や、自警団等民間防犯組織の育成指導、統一調整をはかりながら防犯意識の啓蒙普及、各種防犯対策の推進につとめ、犯罪のない明るい郷土建設に寄与することを目的としている。

歴代会長（昭和五四年以降）

就任年月

二代 太田 盛夫 昭和五一・四・一

三代 朝日 昇道 昭和六〇・五・一

江部乙防犯協会

昭和二十三年五月江部乙単独の防犯協会を組織していたが、昭和三十年四月滝川地区防犯協会に加盟、滝川市との合併後もそのまま独自の組織として現在に至っている。

全町的に会員を募集するとともに町内会長を役員とした組織しており、特に昭和三十六年から防犯協力員、防犯連絡所を委嘱するなど積極的な防犯活動を展開している。

歴代会長（昭和五四年以降）

六代 平手 登 昭和五四・一〇～現在

滝川市防犯協会

戦後すぐに組織された滝川町公安協力会が昭和三十年四月に発展的解消されて以来、小地域ごとの防犯活動はされていたが大きな組織的活動はなかった。このため、昭和三十七年三月に滝川市防犯協会が設立され全市の防犯活動をはじめ現在に至っている。組織としては江部乙地域を除く居住者を会員とし、町内会長などを役員として運営に当たっている。

歴代会長（昭和五四年以降）

就任年月

初代 太田 盛夫 昭和三七・三

二代 朝日 昇道 昭和五三・五～現在

これら協会の設立により全市的な組織活動として防犯運動が行われているほか、単位地域としての防犯運動を展開し、四季の防犯運動期間だけでなく、夏・冬休みや祭り年末などを中心として会員が防犯運動に参加し、警察とともども積極的な活動をしている。

第三章 司 法

第一節 は下巻に登載

第二節 裁判所

明治三十二年四月一日に札幌区裁判所滝川出張所が開庁されたが、ここでは登記事務だけを取扱い、裁判関係は札幌まで出向かなければならなかった。その後幾多の変遷はあったが依然として同じ状況が長く続き、このため昭和十年ごろ「滝川区裁判所」設置運動がおきたが、折しも国内は非常事態を迎えており実現には至らなかった。

戦後、新憲法と同時に施行された裁判所法により、ついに昭和二十三年五月三日に「滝川簡易裁判所」が開庁となり、続いて昭和二十六年一月一日から「札幌家庭裁判所滝川出張所」も事務取扱いをはじめることとなったのである。

この滝川簡易裁判所並びに家庭裁判所滝川出張所の管轄は、滝川町をはじめ、芦別、赤平、砂川、歌志内、上砂川、奈井江、新十津川、江部乙、浜益の町村と範囲が広く、しかも石炭産業の発展期と相まって人口も急激に膨張し、取扱件数も増加の一途をたどっていった。このような状況下で簡易裁判だけではその取扱い事件の範囲（事物管轄）に制約があることなどから支部昇格の要望が高まり、

昭和二十七年当時の滝川町長神部俊郎ほか前田久吉ら町有志の提唱により、支部設置期成会（会長前田久吉）が結成され、以来、最高裁判所をはじめ大蔵省などに陳情運動を展開した。

この熱意がみのり、昭和三十三年一月一日から、札幌地方裁判所滝川支部（権限乙号）並びに札幌家庭裁判所滝川支部（権限乙号）が発足（同時に札幌家庭裁判所滝川出張所は廃止）し、現在に至っている。

現庁舎は昭和四十年十月十日に竣工したものである（市史下巻の総工費は誤りにつき訂正、五一、四八三、六六七円とする）。

昭和五十四年以降管轄区域に一部変更があった。

1 昭和六十三年四月三十日限りで、岩見沢簡易裁判所管轄下の浦臼町が滝川簡易裁判所に受け入れられることとなった。

2 地方裁判所の事件（九〇万円を超える民事訴訟事件等）について浦臼町の住民に関する事件は、昭和六十三年五月一日以降は、合議事件（裁判官が三人の合議体で裁判をする事件）、等一定の種類を除き、原則的に札幌地方裁判所滝川支部で取り扱うこととなった。

3 家庭裁判所の事件のうち、家事審判事件及び家事調停事件について、浦臼町の住民に関する事件は、昭和六十三年五月一日以降は原則的に札幌家庭裁判所滝川支部で取扱うこととなった。

したがって、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の管轄区域は滝川市、芦別市、砂川市、歌志内市、赤平市、奈井江町、上砂川町、新十津川町、浦臼町、浜益村の五市、四町、一村となった。

裁判所職員

裁判官 一名 一般職員 一五名 計 一六名

歴代簡易裁判所判事（昭和五十四年以降）

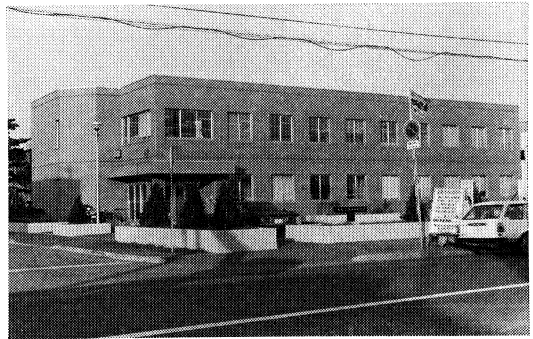
一〇代 岩淵 喜市 昭和五四・四 一〇昭和五七・三・三一
一代 菊池 満 〃 五七・四 一〇〃 六〇・三・三一

一二代 石田 賢一 〃 六〇・四・一〃平成 元・三・二三
 一三代 忠鉢 成一 平成 元・三・二四〃 現在
取扱(新受)事件一覧表(昭和五四年以降)

年 度	滝川簡易裁判所		札幌地方裁判所 滝川支部		札幌家庭裁判 所 滝川支部
	民 事	刑 事	民 事	刑 事	
昭和五四年	一、六七一	三、四六六	四一五	一五〇	五八三
同 五五年	二、一七一	三、九三〇	五三五	一〇〇	五三八
同 五六年	二、二五一	三、六一三	六四六	一二三	五一六
同 五七年	二、四二二	三、七八三	五九八	一二八	六〇四
同 五八年	二、四五四	四、〇〇五	五五九	一二九	七〇七
同 五九年	三、二八五	四、四七六	八〇二	一五七	七〇六
同 六〇年	三、三〇二	四、二三四	一、〇二七	一四八	六五七
同 六一一年	二、八九三	四、一七一	一、〇五四	一二二	七〇七
同 六二年	二、八六〇	二、三四二	一、〇四一	九七	六五七
同 六三年	二、七〇二	一、九〇〇	一、〇九五	八八	五七七

第三節 札幌法務局滝川支局

札幌法務局滝川支局は明治二十九年二月一日に滝川村戸長役場内に滝川登記所が開設されたのが始まりである。当時の管轄区域は、滝川村、奈江村、新十津川村及び雨竜郡という広範囲にわたっていた。その後、法務省令の改正により名称や管轄区域もたびたび変更になっているが、昭和二十四年六月一日に札幌法務局滝川出張所と



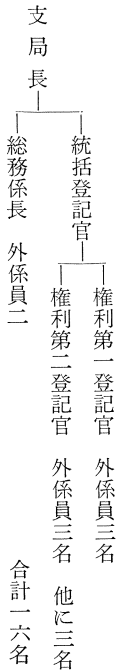
札幌法務局滝川支局

なり、昭和六十年四月六日には札幌法務局滝川支局に昇格して現在に至っている。

支局の管轄区域は、滝川市をはじめ芦別市・赤平市・砂川市・歌志内市と新十津川町、奈井江町、上砂川町、浦臼町、雨竜町の五市五町になっている。

現庁舎は、滝川市緑町一丁目六番一号に、昭和六十二年三月三日新築移転されたもので、鉄筋コンクリー造陸屋根二階建、延べ一、五八六・六〇平方メートル、総工費は一億五、七二五万七、〇〇〇円である。

機 構



歴代所長・支局長(昭和五四年以降)

就任月日

二六代	山田 章一	昭和五三・四・一
二七代	水野 茂樹	〃 五六・四・一
二八代	安田 興三	〃 五八・四・一
二九代	葛西 昭男	〃 六〇・四・一
初代支局長	葛西 昭男	昭和六〇・四・六
二代	中村 礼次郎	〃 六一・四・一
三代	伊藤 進	〃 六三・四・一

された。これが、現在の滝川地区保護司会のはじまりである。

その後、たびたび法改正があったり、滝川地区内の地域が独立、分離されるなどの変遷はあるが、昭和五十一年から事務局事務所は滝川市総合福祉センターに移転、滝川地区定数も昭和四十二年からは、滝川分区一七名、江部乙分区七名(昭和五十九年四月に合併して定数は二四名)、新十津川分区六名、浜益分区三名となり現在に至っている。

保護司は市町村長の推せんを経て法務大臣から直接委嘱されるもので、保護対象者の補導援護、家庭調整、就職あっせんなどの業務に当たっている。保護司の業務対象者は次のとおりである。

- 1 家庭裁判所の判決によって家庭で保護観察に付された少年
 - 2 少年院から仮退院を許されて帰ってきた者
 - 3 成人刑務所から仮出獄を許されて帰って来た者
 - 4 執行猶予者で特に保護観察を要する者
- 滝川地区保護司(定数三三名、平成元年十一月一日現在)

氏名	就任年月日	氏名	就任年月日
手嶋 二枝	昭和二八・三・三一	山本 康照	昭和五七・五・二五
杉浦 善正	二九・五・二五	綿谷 シズ	五七・五・二五
関藤 龍静	三二・三・三一	今本 政夫	五七・一〇・二〇
江川 虎松	三九・一〇・二〇	家村 卓	五八・九・一
斎藤 宏一	五一・三・一七	若山 良一	六〇・五・三一
高嶋 晃寛	五四・一・二七	金山 倫子	六一・九・一
梶田 正	五五・一〇・二〇	新田 貞子	六一・九・一
柴田 賛三	五六・三・三一	福田 清昭	六一・一〇・二〇
村山 勇	五六・五・三一	計良 邦雄	六三・五・二五
酒井弥太郎	五六・五・三一	中山 莞爾	六三・五・二五
尾美松次郎	五七・三・一七	加藤 定幸	元・九・一
本野 俊雄	五七・三・一七	藤原 卿子	元・九・一

新十津川分区(六名)

長 幸一郎	昭和四六・九・一	後木 元一	昭和五七・八・一
桃木 薫	五〇・五・三一	寺島 敏	五九・三・一七
渡辺 博文	五三・五・二五	平田 喜一	五九・一〇・二〇

浜益分区(三名)現在一名欠員

岸本 全次	昭和三八・三・二一	佐藤 勉	平成元・三・三一
-------	-----------	------	----------

滝川地区歴代会長

氏名	就任年月日
初代 関藤 静雲	昭和一四・五・七
二代 金子 軍太郎	昭和三七・二・一七
三代 白水 務	昭和三七・五・三〇
四代 杉浦 善正	昭和五五・五・二五

昭和五四年度以降退任者(滝川市分)

氏名	就任年月日	退任年月日
細川 友久	昭和四四・五・三一	昭和五四・五・三〇
五十嵐 小之助	二九・五・二五	五四・七・一
白水 務	二〇・四・一六	五五・五・二四
石黒 正信	四四・一一・二七	五六・一一・二六
大西 英男	五四・一一・二七	五六・一一・二六
神部 テル	三五・五・二五	五六・一二・二六
青木 仁八	五三・五・二五	五七・五・二四
鈴木 英市	三九・一〇・二〇	五七・一〇・一九
岡本 好夫	五七・三・一七	五八・七・一三
藤原 常男	五一・一〇・二〇	五九・一〇・一九
辻 奥トク	五五・三・一七	六一・三・一六
藤本 清一	三二・三・三一	六二・三・三〇
畑原 喜之助	四二・三・三一	六二・三・三〇
金山 二男	五八・九・一	六二・八・三一
岡本 信義	四九・五・二五	六三・六・三〇

江部乙分区

岩佐職司 昭和二四・六・二〇〜昭和五五・一〇・一九
 増永栄作 〃 三二・三・三一〜 五六・三・三〇
 石山武雄 〃 三五・一〇・二〇〜 五七・一〇・一九
 島津ユリ 〃 三四・三・三一〜 五八・三・三〇

資料 滝川地区保護司会発行(平成元年十一月二十一日)
 更生保護制度施行四十周年記念誌より

第六節 人権擁護委員

昭和二十四年五月三十一日人権擁護委員法が公布になり、滝川町では昭和二十六年四月から、江部乙村では翌二十七年十一月から各一名の人権擁護委員が委嘱された。その後、滝川町は四名、江部乙村は二名になったが現在は滝川市全体で五名となっている。

委員は人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解の深い人を市町村議会の意向を聞いて市町村長が法務局に推せんし、審査の上法務大臣に上申されてから委嘱されることとなっており、その任期は三年である。

滝川市では、人権擁護活動を促進するため各委員の申し合わせにより昭和五十年三月から滝川市人権擁護委員会を組織し、翌五十一年四月から毎月第三木曜日を人権相談日と定め総合福祉センター内で人権相談を受けている。

最近六か年の年間相談件数

年度	件数	年度	件数	年度	件数
昭和五八年度	四九	昭和六〇	一三一	昭和六二	二五三
〃 五九	九七	〃 六一	一四〇	〃 六三	一四〇

歴代人権擁護委員(昭和五四年以降)

氏名	就任年月	退任年月
島津 ユリ	昭和三六・二・一五〜昭和六〇・五・二三	
矢島 亀 露	〃 四三・六・一五〜 五九・八・三一	
江川 虎 松	〃 四九・五・一五〜 現在	
三 栗 自 然	〃 五一・四・一五〜 現在	
草 浦 正 己	〃 五四・一・一〜 昭和五五・九・三〇	
杉 浦 善 正	〃 五六・三・一〜 現在	
加 藤 初 夫	〃 五九・九・一〜平成元・七・三	
相 沢 喜 代	〃 六〇・一〇・一五〜昭和六一・六・一二	
高 野 ト シ	〃 六一・一二・一〜 現在	
堀 束 悟	平成元・一二・一〜 現在	

歴代人権擁護委員会代表

就任年月

初代 矢 島 亀 露 昭和五〇・三〜昭和五九・八
 二代 江 川 虎 松 昭和五九・九〜 現在

第七節 滝川公証役場

現在、わが国には三〇〇余の公証役場があり、道内では滝川市を除いて一五か所(うち札幌市内に四か所)あるが空知管内には岩見沢市に設置されているだけであった。このため、札幌法務局滝川支局管轄

下の関係市町村では滝川市に公証役場を設置してほしいという要望が以前からあり強力な誘致運動をすすめていた。

この結果、昭和六十三年一月八日滝川市大町一丁目八番二七号に滝川公証役場の開設をみることになった。

公証役場は公証人法（明治四十一年四月十四日法律第五三号、以降若干の改正あり）に基づくもので、公証人は長年にわたって裁判官・検察官・法務局長・弁護士などを勤めた法律実務経験者の中から法務大臣が任命した公務員が就任している。

公証役場では主に次の業務に当たっている。

- 1 金銭の貸借、土地・建物などの売買、または賃貸借、交通事故・離婚などに伴う損害賠償、または慰籍料の支払い等に関する契約公正証書や遺言公正証書の作成。
- 2 会社設立のための定款の認証。
- 3 外国から人を招くための招請状、その他一般文書の認証。
- 4 私文書を公証役場に持参した日に、その文書が存在したことを証明する確定日付の付与。

これらの公正証書は、国の機関である公証人が作成する公文書なので、裁判その他の面で強力な証拠力があり、またその原本は公証役場の書庫に保存されるため紛失・改ざんの心配もなく、金銭の支払い、貸借などについても債権の確保や、後日の紛争を避けるために有効であることから年々その利用度も高まってきている。

公証役場の管轄については、公証事件については原則として、いづれの地で発生した事件も、どこの公証役場でも手続きはできるが、定款の認証については、滝川市の場合に例をとると、会社の本店所在地が札幌法務局管内のものに限られるという仕組みである。

滝川公証役場の初代公証人には釧路地方法務局長を退官した久保田正住が就任した。

歴代公証人	
初代 久保田正住	昭和六三・一・八〜現在
取扱い総件数	昭和六十三年度 一、三五三件

第四章 消防

明治二十四年市街地に警鐘台が設置され防火意識の高揚につとめたということが滝川の消防に関する記録の始まりである。

明治二十七年二月勅令第十五号で「消防組規則」が公布になり、同年五月北海道庁が同規則施行細則を定めたが、滝川でも同じ年に、本通り二丁目で理髪業を経営する田中信邦が中心となって消防組結成をはかり、これに賛同する人びとが寄附して財源をつくり、私設滝川消防組を設置したことが記録に留められている。

その後、時代の推移とともに消防制度もたびたび改正され、警察の指揮下にあった公立消防組時代、戦時には警防団として編成替えになり空襲に備えての防備・訓練にあたり、戦後は一転して地域住民の意思反映にもとづく自治体消防となるなど、多彩な変遷の歴史を歩んできた。

更に、昭和四十七年からは時代のすう勢とも言うべき広域行政のもとに、滝川市・新十津川町・雨竜町の一市二町からなる滝川地区広域消防事務組合が結成され、新しい体制による機動性に富んだ科学的な消防・防災活動を展開して住民の信頼にこたえている。

こうした変遷の内容については、市史上巻第五編第五章の広域行政及び下巻第十二編第四章消防の項に詳述されているので、本章で

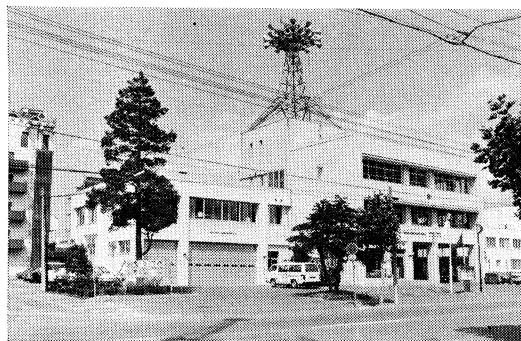
は広域消防の中で昭和五十五年以降現在までの滝川市関係分を中心として記述した。

第一節から第三節までは下巻に登載

第四節 広域消防

広域消防事務組合 昭和四十七年四月一日、滝川地区広域消防事務組合消防本部と滝川消防署の開庁式が挙行され、滝川の消防業務は新しい体制のもとで執行することとなった。

消防新庁舎は昭和五十三年八月二十六日着工、翌五十四年三月二十八日竣工、同年四月五日に開庁落成式を挙げていた。この広域消防事務組合の機構や、新庁舎の内容、装備などについては、市史上巻第五編第五章広域行政の第七節六一九ページに掲載されている。



消防署と防災コミュニティセンター

また、施設・設備・装備など広域消防発足以来総合的な見地から年々充実がはかられており、その内容は、市史下巻、第十二編第四章消防第四節広域消防に載せているので、本節で



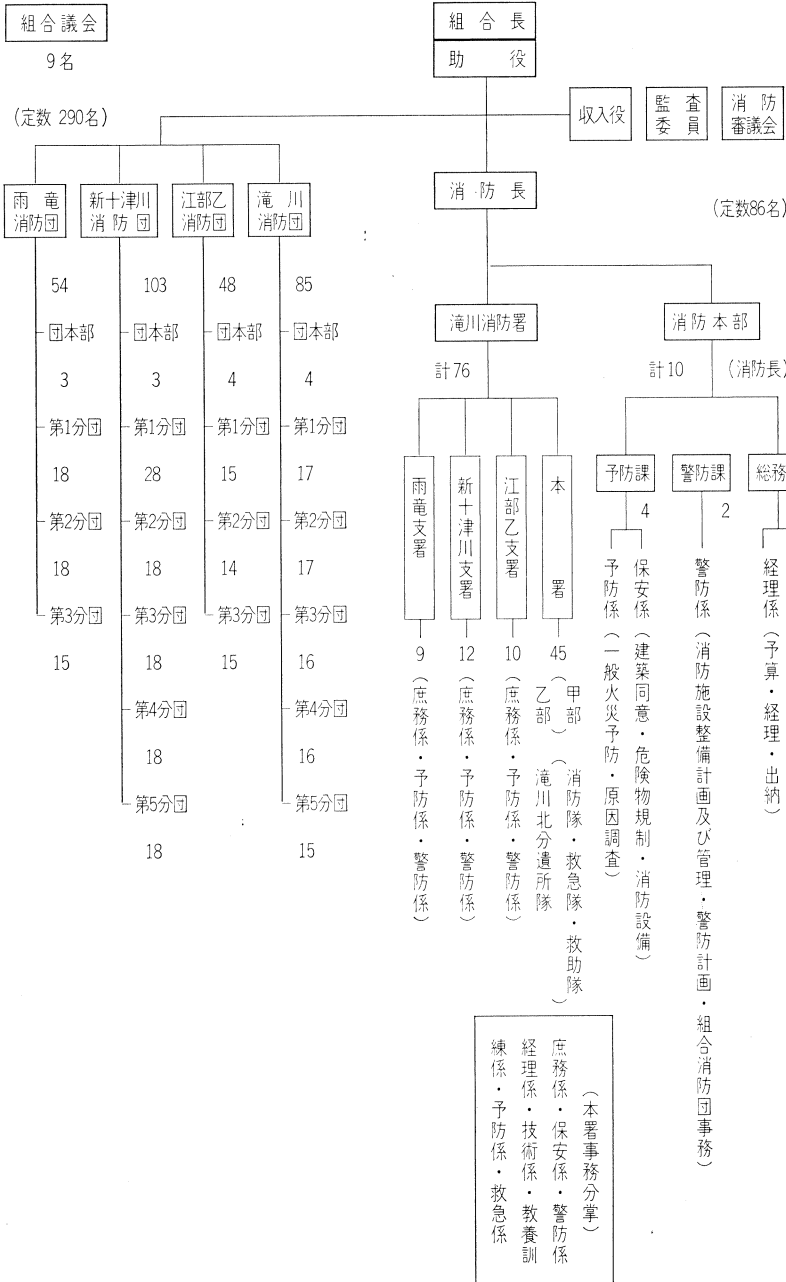
宮崎 信治



奥野 義雄



荒島 保



滝川地区広域消防事務組合組織図 (平成元年三月三十一日現在)



河野 通雄



舟津 博 顕



青木 良 蔵

は、昭和五十五年以降の組織、設備、活動状況の推移などについて記述した。

滝川地区広域消防事務組合歴代消防長

氏名	就任	退任
秋山義雄	昭和四七・四	昭和五二・三・三一
今井定利	〃 五二・四	〃 五五・三・三一
荒島保	〃 五五・四	〃 五七・三・三一
河野通雄	〃 五七・四	〃 六〇・三・三一
舟津博頭	〃 六〇・四	〃 六三・一・三一
青木良蔵	〃 六三・二	〃 現 在

広域消防事務組合設立以降の歴代消防団長

滝川消防団

氏名	就任	退任
赤坂忍	昭和四七・四	昭和五〇・九・三〇
奥野義雄	〃 五〇・一〇	〃 現 在
江部乙消防団		
坂口末一	昭和四七・四	昭和五〇・五・一二
伊藤保	〃 五〇・五・一三	〃 六二・三・三一
宮崎信治	〃 六二・四	〃 現 在

滝川市コミュニティ防災センター この施設は、地域住民の連帯意

識に基づく自主防災活動を積極的に推進し、地域ぐるみの防災体制の確立に役立てる目的で滝川市が建設したものである。

したがって、その運営に際しては自主防災組織の育成と研修を図ることと、防災資機材の整備を行い、緊急災害時においても迅速、円滑な対応を図るためのセンター機能を果たすようつとめている。

コミュニティ防災センターの概要

置 滝川市緑町二丁目八番七号（滝川消防署に隣接）

第四章 消 防

敷地面積 一、三〇七・八四平方メートル
延べ面積 四五〇平方メートル 一階二二五平方メートル
二階二二五平方メートル

構造 鉄筋コンクリート造り二階建て

工期 着工 昭和五八・八・二四 竣工 昭和五八・一二・二〇

落成・開所 昭和五八・一二・二四

内部施設 ・一階 防災備蓄・資・機材保管庫（水害救助用ボート定員八名

毎分十二トンの処理能力を持つ排水ポンプ二基と、その移動用

トラクター一台・他資機材）

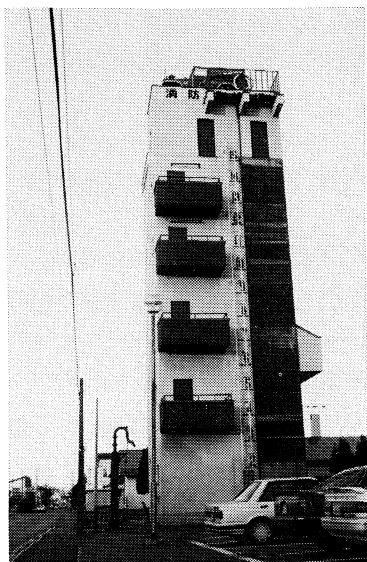
・二階 研修室（防火管理者、少年消防クラブ、婦人防火クラブ

町内会の防災担当者などの研修、および防災展示物）

工事費等 八一、七七六、〇〇〇円

消防訓練塔 滝川地区広域消防事務組合では、昭和五十九年十一

月に、消防に必要な専門的知識、高度な技術、強固な体力を養い、どのような災害に直面しても冷静沈着に迅速確実な消防活動ができるよう訓練するための消防訓練塔を建設した。これは、近時災害の要因は多様化しており、高層建築物、建造物の気密化、建材の開発による煙害の発生、地下街火災など従来の訓練施設では対応が困難



消防訓練塔

になったためである。

訓練塔の概要

位 置 滝川市緑町二丁目八番七号(消防本部の裏)
 建築面積 訓練塔 延べ 一九三、六三三平方メートル
 訓練台 二七・五〇平方メートル
 構造 訓練塔、鉄筋コンクリート造、五階建 高さ一八・六メートル
 訓練台 鉄骨造り 高さ七・〇メートル
 工事費 一七、二六九、〇〇〇円
 工期 着工 昭和五九・八・二 完成 昭和五九・一一・二四
 設備概要

訓練塔外壁(南面) バルコニー(二、五階) はしご車架梯訓練
 はしご昇降訓練、ロープ登はん設備

(西面) 高層階進入注水訓練用・連結送水口

(東面) 三Fバルコニー ロープブリッジ救出訓練用他

各階 (地階) 耐煙、排煙、泡消火、ガス対策訓練室他

(一階) 耐煙訓練室、スプリンクラー、屋内消火栓設備一式

(二階) 耐煙訓練室、スプリンクラー

(三階) ロープ渡過訓練室、シャッター一式、バルコニー

(四階) 防ぎよ注水訓練室、連結送水管、取水口

(五階) 同 右

(塔屋) 消防自動車展示・ロープ登はんアーム一式

滝川消防署北分遣所の推移

昭和四十年十二月、国道十二号線と国鉄根室本線の立体交差工事が始まって、一の坂以北方面の火災出動の場合大きく迂回しなければなくなり、早期出動を期するため民間会社の車庫を一時借用して臨時北分遣所として設置されたのが始まりである。翌年七月、庁舎を朝日町四丁目一番に移転し、北分遣所として正式に発足した。

その後、二の坂町や北滝の川方面が発展したので、昭和五十二年



滝川消防署 北分遣所

昭和六十年十一月三十日現在地に新築着工、翌六十一年五月十日から業務を開始している。

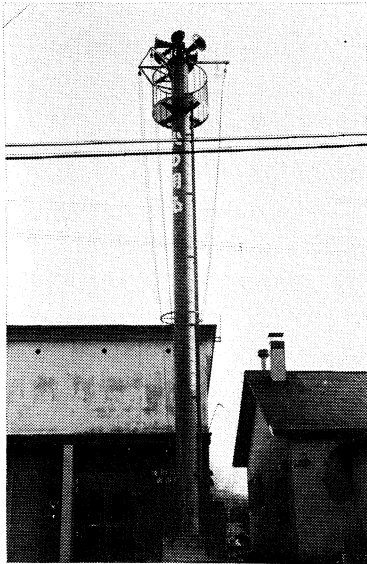
北分遣所の概要

位 置 滝川市北滝の川町西三丁目九八一番地の一一
 敷地面積 四六七・〇五五平方メートル
 建物延面積 一九一・七〇〇平方メートル
 構造 鉄骨造 二階建
 工期 着工 昭和六〇・一一・二六 竣工式 六一・五・一〇
 工事費等 二〇、六四〇、〇〇〇円
 防火体制 水槽付消防ポンプ自動車一両、署名四名配置

車両等の整備

街の近代化、建物の高層化に対処するため、防災態勢がいつそう整備される中で、消防車両の充実もめざましく防災活動に威力を発揮している。

庁舎を移すこととなり、十一月三十日滝の川町西五丁目一番に庁舎新築竣工、十二月十日に落成、業務を開始するに至った。ところが、昭和五十四年になつて国道十二号の北滝の川以北の道路拡幅にあたって、この分遣所の建物が支障となつたため協議の結果、国から分遣所の移転補償費を受けることに決まつた。



無線制御付動力サイレン塔

サイレン塔の設置 広域消防事務組合では、昭和五十六年度から三か年計画で無線制御付動力サイレン塔を設置した。五十六年には東滝川の第四分団、五十七年には泉町の第五分団、五十八年には栄

車両の種類	台数	配置年月	配置先	備考
救急自動車	一	昭和五五・三	滝川消防署	
水槽付消防ポンプ自動車	一	〃 五五・一〇	〃	
〃	一	〃 五六・一一	〃	
〃	一	〃 五七・三	江部乙支署	
指令広報車	一	〃 五七・五	〃	
救急自動車	一	〃 五八・三	滝川消防署	
水槽付消防ポンプ自動車	一	〃 五九・九	〃	
消防ポンプ自動車	一	〃 五九・一〇	滝川消防団	(第二分団)
〃	一	〃 六一・九	〃	(第一分団)
救急自動車	一	平成 元・三	滝川消防署	
三〇メートル梯子付消防自動車	一	〃 元・九	〃	蛟竜二号



30m 蛟竜2号 訓練風景

町の第一分団と三基取付けた。各分団のサイレン吹鳴は本部からの無線操作で行われるようになっていた。これにより、風などの影響でサイレンの音が聞こえないという地域もなくなって、防災活動はいつも迅速化されるようになった。

三〇メートル梯子付消防自動車の配置 広域消防事務組合では平成元年九月二十七日に、三〇メートル梯子付消防自動車(蛟竜二号と命名)の配置式と、屈折梯子付消防ポンプ自動車(蛟竜一号)の感謝式を行った。新車の配置については、最近滝川市ははじめ広域消防事務組合内の地域で建築物の高層化がすすみ、高所における防災、救難活動の際、従来からある梯子車では間に合わなくなってきたためである。また、昭和四十四年九月に購入した蛟竜一号の梯子は一六メートルと低く、更に二〇年間に及ぶ火災や、救難・救助・訓練などに出勤し活躍したが、その性能も低下したために今回退役することになったのである。

新しい消防自動車は総排気量一万一、六七〇ccの強力なエンジン

と、地上三一・三メートルまでの高さまで伸長できる梯子を備えているほか、各種装備も最新鋭を誇り、今後の防災、救難救助活動に威力を発揮することが期待されている。なお、この最新式消防自動車は価格は九、一八〇万三、〇〇〇円である。

出動・訓練・記念式等

昭和五十五年以降、昭和六十三年度までの滝川市内における消防業務の主な経過は次のとおりである。

昭和五十五年十一月十五日滝川消防団第四分団創立五十周年記念式を挙行。

昭和五十六年八月三日から六日の北海道全域にわたる前線活動と台風十二号による大雨災害の被害防止活動に組合内署員、団員が出勤している。なお、この年からしばらく中止していた初式の登梯訓練を復活して、以降毎年実施している。

昭和五十七年六月三日には、広域消防事務組合設立十周年記念式典を挙行しているが、この中で消防車両二五台、消職職員、団員合わせて三五〇人が参加し、記念パレード、分列行進、演習を行い広域消防の実態を市民にアピールした。

なお、この記念式に合わせて、新組合員章のデザインを広く募集したところ、滝川市栄町一丁目主婦二階堂美伊子さんの作品が採用されている。更に、「広域消防十年のあゆみ」も発刊している。

昭和五十八年には、六月二十一日に北海道消防大会(別記)が滝川で開催され、十一月十八日には滝川消防団第一分団創立七十周年記念式、十一月二十四日には第二分団創立七十周年記念式が挙行され

ている。

昭和六十三年九月十四日、広域消防事務組合設立十五周年記念式典を挙行した。また、同年九月二十二日、滝川消防団第三分団設立七十周年記念式をあげている。なお、この時、同分団の記念誌「幻のまとい(土井恒隆編集)」を発行している。

北海道消防大会

科学消防の充実と防火体制の確立などをスローガンに掲げ、財団法人北海道消防協会主催の第三十五回北海道消防大会が、昭和五十八年六月二十一日滝川スポーツセンターで開催された。

全道消防大会は、滝川では初めての開催であり、当日は道内二二の市町村から三、〇九四名の消防関係者が集まり、前年の網走大会よりも三〇〇人余も多い大集会となった。

当日の大会の概要は次のとおりである。

午前九時半、道内消防関係物故者に対する黙とうのあと、自衛隊音楽隊の演奏の中で献花が行われ開会式が始まった。北海道消防協会阿部恵三男会長の式辞に続いて横路知事、吉岡市長、奥野滝川消防団長の挨拶があり、引き続き、道消防協会、日本消防協会の表彰と道消防協会の感謝状授与式が行われた。

この席上、雨竜町婦人防火クラブと、滝川市少年消防クラブ江部乙小学校支部が、道消防協会会長表彰の榮譽を受けている。

このあと、笹川良一日本消防協会会長を始め来賓の祝辞があり、また笹川会長夫人鎮江さん(日本吟詠連盟静風流宗家)の祝吟朗詠が披露された。最後に、「消防人は、その使命の重大さを認識し、安全で住

みよい郷土の実現にまい進する」という内容の大会宣言と、「消防体制の確立を図り、災害の発生防止に努め、社会、公共福祉の増進に寄与する」など三項目の決議を行って大会を終了した。

三、〇〇〇人を超す大集会であったが、誠にゆく整然として進行さ

れる中で、規律と活気のみなざる消防人の心意気がうかがわれた。なお、会場のスポーツセンター前には、滝川の名産物を即売する売店も出て賑わった。

各種受賞・表彰等（昭和五十五年以降）

1 全国消防救助技術大会出場実績と結果

年 度	回	開 催 地	出 場 種 目	出 場 隊 員	タ イ ム	結 果
昭和五六	一〇	横浜市 消防訓練センター	ほふく救出	道下・久保・津田	四九・二秒	入 賞
〃 五九	一三	名古屋市 白川公園	ロープ、ブリッジ救出	道下・浅野・久保・今	五二・八〃	〃
〃 六〇	一四	広島市 中央公園	ほふく救出	中村・吉田・今	五〇・八〃	〃
〃 六二	一六	千葉県 消防学校	ロープ、ブリッジ救出	浅野・久保・津田・吉田	五一・三〃	〃
〃 六三	一七	横浜市 消防訓練センター	〃	中村・津田・堀・外川	五〇・六〃	〃
平成 二	一九	広島市 中央公園	〃	浅野・今・吉田・篠原	〃	〃

2 叙勲・褒章関係

昭和五五・ 四・二九	勲七等青色桐葉章	元滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第三分団	分 団 長	岸 本 一 吉
〃 五七・ 三・二三	従 五 位	元滝川市消防本部	消 防 長	舟 津 幸 作
〃 五七・ 一・ 三	勲七等青色桐葉章	元滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団本部	分 団 長	庄 司 當 雄
〃 六二・ 一・ 三	勲六等瑞 宝 章	元滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第四分団	副 分 団 長	佐 藤 幸 作
〃 六三・ 四・二九	藍 綬 褒 章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団本部	団 長	奥 野 義 雄
平成 元・ 四・二九	勲五等瑞 宝 章	元滝川地区広域消防事務組合 消防本部	消 防 司 令	柿 崎 力

3 表彰関係

(1) 消防庁長官表彰関係

昭和五六・三・四	功	永年勤続功労章	滝川地区広域消防事務組合 消防本部	消防司令	柿崎 力
〃 五六・三・四	功	永年勤続功労章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第四分団	副分団長	佐藤 幸作
〃 六一・三・五	功	功 労 章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	団 長	奥野 義雄
〃 六二・三・四	功	永年勤続功労章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	団 長	伊藤 保
〃 六三・三・九	功	永年勤続功労章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	副 団 長	柴田 賛三
平成 元・三・六	表	表 彰 旗	滝川地区広域消防事務組合 滝川地区広域消防事務組合 滝川消防本部	副 団 長	松原 秀雄
〃 元・三・六	功	永年勤続功労章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	副 団 長	宮崎 信治
〃 二・三・八	功	永年勤続功労章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	分 団 長	奥村 保
〃 二・三・八	功	永年勤続功労章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第五分団	分 団 長	奥村 保

(2) 北海道知事表彰関係

昭和五八・一〇・二八	功	功 労 章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	団 長	奥野 義雄
〃 五九・一〇・二六	功	功 労 章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	団 長	伊藤 保
平成 元・一一・二三	功	功 労 章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	副 団 長	柴田 賛三

(3) 日本消防協会長表彰関係

昭和五六・二・一一	功	功 績 章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	団 長	奥野 義雄
〃 六〇・二・八	功	功 績 章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	団 長	伊藤 保
〃 六一・二・一〇	功	功 績 章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	副 団 長	柴田 賛三
〃 六三・三・九	功	功 績 章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	副 団 長	宮崎 信治
平成 二・二・一四	功	功 績 章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	副 団 長	柴田 賛三

(4) 北海道消防協会長表彰関係

昭和五十六年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団第二分団	部長	山本信雄
〃 五十七年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団第三分団	副分団長	柳瀬久雄
〃 五十七年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第五分団	分団長	奥村保
〃 五十七年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団第一分団	班長	篠原秀雄
〃 五十九年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団第二分団	分団長	浮穴孝良
〃 六十年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	副団長	宮崎信治
〃 六十一年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第四分団	分団長	中川寅男
〃 六十二年一月一日	特別功績章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団	団長	奥野義雄
〃 六十二年一月一日	特別功績章	滝川地区広域消防事務組合 江部乙消防団	団長	伊藤保
〃 六十二年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団本部	分団長	井尾昌夫
〃 六十三年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第三分団	分団長	田中肇
〃 六十四年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第二分団	分団長	石田八郎
平成二年一月一日	功績章	滝川地区広域消防事務組合 滝川消防団第四分団	班長	内野高博

(5) 滝川市婦人防火クラブの受彰等

○昭和五十八年一月二十二日、滝川市婦人防火クラブ会長高野トシが、日本損害保険協会より「奥さま防災博士」として表彰を

受けた。

○昭和五十九年二月十日、滝川市婦人防火クラブが優良クラブとして、北海道消防協会から表彰を受けた。

(6) 滝川市少年消防クラブの受彰等

区 分	設立年月日	滝川少年婦人防火委表彰	北海道消防協会長表彰	全国運営協会長 (消防庁長官)表彰	クラブ員数 (平成二年四月一日現在)
滝川 第一小学校	昭和五七・一〇・一六	昭和六二・一・七	平成二・六・二二		男子一三 女子六 計一九
滝川 第二小学校	〃 五六・一一・三〇	〃 六一・一・七	〃 二・六・二二		〃 五 〃 一〇 〃 一五
滝川 第三小学校	〃 五五・一〇・二五	〃 六〇・一・七	昭和六三・六・二三		〃 九 〃 一八 〃 二七
東 小 学 校	〃 五四・八・二七	〃 五九・一・七	〃 六〇・六・七		〃 九 〃 六 〃 一五
西 小 学 校	〃 五五・一〇・二五	〃 六〇・一・七	〃 六二・六・一二		〃 一五 〃 一六 〃 三一
東 栄 小 学 校	〃 五六・一一・三〇	〃 六一・一・七			〃 二 〃 一三 〃 一五
江 部 乙 小 学 校	〃 五四・八・二七	〃 五九・一・七	昭和五八・六・二二	昭和六〇・三・二九	〃 一六 〃 三 〃 一九
各支部指導者(教頭)	昭和六二・一・七	江部乙小 酒井 信雄			

(7) 滝川地区危険物安全協会の受彰

滝川地区危険物安全協会(会長 山下 勇)では、平成元年六月十二日に、財団法人全国危険物安全協会(理事長 皆川迪夫)より、危険物の安全管理並びに災害防止に関する事業を積極的に推進し、保安体制の確立をはかったとして表彰を受けた。

広域消防統計
消防本部・署等

平成二年四月一日現在

区分	所属	本部	滝川	江部乙	新十津川	雨竜	合計
支署・分遣所		一	一	一	一	一	四
本部・署		一					二

消防職員

区分	所属	本部	滝川	江部乙	新十津川	雨竜	合計
職員		一〇	四五	一〇	一二	九	八六
実員		一〇	四五	一〇	一二	九	八六

消防団員

区分	団名	定員	実員
	滝川	八五	七八
	江部乙	四八	四三
	新十津川	一〇三	一〇〇
	雨竜	五四	五四
	合計	二九〇	二七五

消防水利施設

区分	市町	防火水槽	消火栓	井戸等	合計
	滝川市	五九	三〇八	三六	四〇三
	新十津川町	一六	六九	三四	一一九
	雨竜町	一五	三〇	一	四五
	合計	九〇	四〇七	七〇	五六七

消防車両及び主な消防機械の現況

平成二年四月一日現在

消防機械	無線			消防自動車等							消防署・支署		消防団		
	携帯局	移動局	基地局	小型動力ポンプ等	連絡車	広報車	救急車	大型水槽車	三〇メートルはしご車	普通ポンプ車	水槽付ポンプ車	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
エンジンカッター	四	二	二	九	一	五	四	三	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
万能ジャッキ	二	二	二	一	一	二	一	一	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
耐熱服	二	二	二	一	一	二	一	一	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
空気呼吸器	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
ガソリン切断機	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
合計	一九	三七	六	九	一	五	四	三	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
燃損面積㎡	七〇	三〇	三	二	一	二	一	一	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
損害額(千円)	三	四	一	二	一	一	一	一	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜
死者傷者	三	三	三	五	一	一	一	一	一	一	一	滝川	江部新十津川雨竜	滝川	江部新十津川雨竜

火災発生件数・損害額 (組合管内 昭和五十四年度以降)

年度	区分		建物	車両	林野その他	計	棟数	燃損面積㎡	損害額(千円)	死者傷者
	全焼	半焼								
五四	八	五一	一	二	三	四	三	二	六	三
五五	一	〇	一	一	二	三	二	一	二	〇
五六	一	〇	一	一	二	三	二	一	二	〇
五七	一	〇	一	一	二	三	二	一	二	〇
五八	一	〇	一	一	二	三	二	一	二	〇
五九	一	〇	一	一	二	三	二	一	二	〇
六〇	一	〇	一	一	二	三	二	一	二	〇
六一	一	〇	一	一	二	三	二	一	二	〇

第四章 消防

年度	出動件数		搬送人員	
	滝川	新十津川雨竜	滝川	新十津川雨竜
五五	九	四三〇	七五	二〇四
五六	九	四一一	五四	三〇五
五七	七	四二二	四三	二二二
五八	〇	一一一	二六	六〇一
五九	一	六一八	一八	八六〇
六〇	一	五二四	一三	三六八
六一	四	五二四	九〇	八六三
六二	三	三二一	七二	六五四
六三	六	三一〇	一七	九六四
六四	一	一四	二	二
六五	一	一	二	二
六六	一	一	二	二
六七	一	一	二	二
六八	一	一	二	二
六九	一	一	二	二
七〇	一	一	二	二

救急出動件数・搬送人員 (広域消防 昭和五十四年度以降)

年度	出動件数		搬送人員	
	滝川	新十津川雨竜	滝川	新十津川雨竜
五四	七九七	六一八	五八六	一一六
五五	八九六	六六九	六六九	一七五
五六	九八九	七八八	七六五	一五三
五七	一〇二二	七八四	七六二	二〇六
五八	一〇八五	八四六	八五八	一九一
五九	一〇三七	七九〇	七七七	一八八
六〇	一〇四七	八〇七	七九三	一七三
六一	一〇三二	八一	七七四	一五〇

六二	一、〇一一	八〇八	一三三	七一	一、〇〇五	七八八	一四八	六九
六三	一、〇一一	八二三	一二一	六七	九九八	八一六	一二八	五四
平元	一、一三五	九二二	一三九	七四	一、一九一	九六二	一五六	七三

火災統計

滝川消防団管内火災統計表（昭和五五年以降、各歴年による）

年次	件数	焼夫面積 (㎡)	見積損害額 (千円)	年次	件数	焼夫面積 (㎡)	見積損害額 (千円)
昭和五三	一	五四七	五四、三二四	昭和六〇	一六四	二五九	七九、四三九
五六	一八	六七三	三二、三一九	六一	一七	三七	二〇七
五七	二五	一一七	一七、九五七	六二	二三一	四〇三	七五、六八二
五八	一八	九二八	二三六、五七二	六三	一四	八五八	一一二、三二三
五九	二二	七八四	九四、三二七	平成	一二二	七七	五一、一七九

江部乙消防団管内火災統計表（昭和五五年以降、各歴年による）

年次	件数	焼夫面積 (㎡)	見積損害額 (千円)	年次	件数	焼夫面積 (㎡)	見積損害額 (千円)
昭和五五	四	一四	四八五	昭和六〇	四	四八〇	一三、二一〇
五六	四	四二八	一一、七四一	六一	三	二九三	一七、六二四
五七	二	一一四	八五二	六二	五	二〇一	六六、〇六五
五八	一一	五二三	一三、五六一	六三	一	一七七	一一、七七二
五九	一一	〇二〇	三六、七五〇	平成	四	一三七	一三、四七八

主な火災発生記録（昭和五三年三月以降 滝川市内 一件五〇〇㎡以上）

発生年月日	住 所	火災発生所名	焼夫面積 (㎡)	損 額 (千円)
昭和五八・四・二三	滝川市栄町三丁目九一	藤田青果店	六五〇	二二七、五九七
五九・一二・一二	江部乙町東十二丁目三一六	岩佐商店	〇〇一	三六、四八四
六〇・三・二九	滝川市泉町二七一	北炭機械工業	一一四	二三、三五七
四・二	〃 二六九	〃	五一	九、二八三
〃	〃 二七一	〃	八〇二	一五、五二二
〃	〃	〃	五二五	四、八九〇
六三・一・一〇	明神町一丁目二二	ビデオ喫茶12	五六四	五〇、三四九
平成二・四・三〇	江部乙町西十二丁目三五四	吉本商店	六七六	九二、一七四

第五節 消防後援

滝川市消防協会 滝川市の消防後援活動は明治三十年公立滝川村消防組が結成されてすぐに始められているが、組織的な活動をするようになったのは昭和十三年に滝川消防後援会が設立されてからである。その後、昭和二十九年一月には滝川町連合消防後援会と拡大し、更に昭和四十年四月滝川市消防協会へと発展的改組され、幅広く強力な後援活動が続けられている。

一方、江部乙の後援組織も大正五年に江部乙消防後援会が結成されているが、戦後警防団組織が消滅し、昭和二十三年八月に再び消防後援会が復活し活動も活発となった。しかし、昭和四十六年、滝川市との合併により、滝川市消防協会江部乙地区支部として後援活

動が行われている。これらの経緯については、市史下巻第十二編第四章に詳述されている。

滝川市消防協会役員

会長 神部 俊郎 昭和四〇・一〇・一〜現在

平成元年度役員名(除 評議員)

副会長

中西 清一(第一分団地区支部長)

大草 一二三(第二分団)

東 金次郎(第三分団)

井上 正雄(第四分団)

中村 正直(第五分団)

小林 力男(江部乙) 平成元年六月二十九日まで

山口 光義() 平成元年六月三十日より

三浦 晃裕(防火管理者支部長)

坪川総一郎(危険物安全協会支部長) 平成元年五月十二日から

会計幹事

土井 恒隆(第三分団地区支部)

監事

鶴田 利一(第二分団地区支部)

中道 鉄司(江部乙分団)

消防協会の事業は、後援会発足当時から消防団員の慰労、消防施設整備の促進が中心的なものであったが、昭和四十年の協会組織としてから、新たに火災予防思想の普及事業も始めた。

更に、昭和四十一年には消防先人を末永く顕彰し、消防に尽くす人びとを鼓舞する目的で消防顕彰碑を滝川神社境内に建立し、以来毎年八月二十六日に全消防団員、消防職員及び協会関係者などによって消防顕彰祭を執行している。

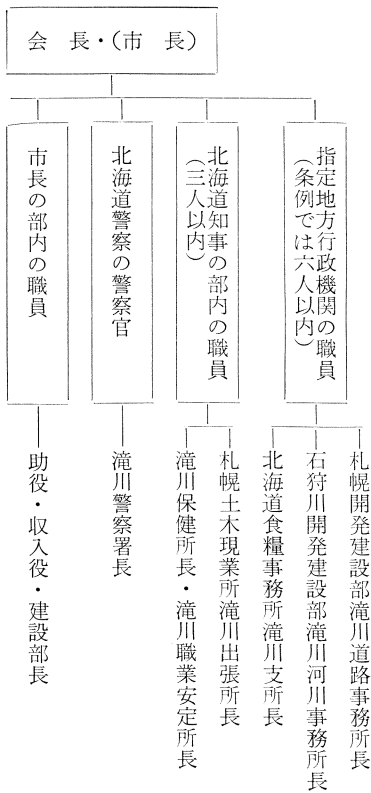
防災会議

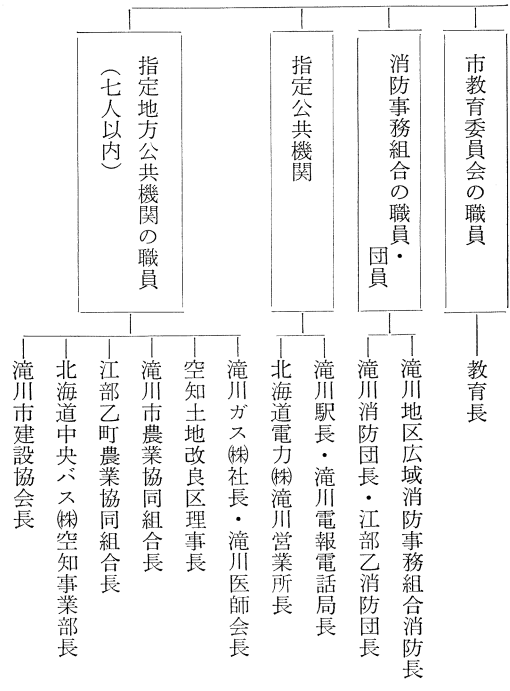
国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため必要な体制を確立し防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧など必要な災害対策の基本を定め、防災行政を進める目的をもって昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号の災害対策基本法が制定された。

この災害とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波・噴火などの異常な自然現象又は大規模な火事・爆発などであり、防災とは災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図ることをいうものである。

国の災害対策基本法に基づき旧滝川市では昭和三十七年十二月二十五日、江部乙町では同年十二月二十日に、それぞれ防災会議条例と災害対策本部条例を公布したが、合併により昭和四十七年四月一日に二つの条例を制定・公布した。

滝川市防災会議の組織は会長に市長が当たり、委員については次のとおり指定している。





滝川地区防火管理者連絡協議会

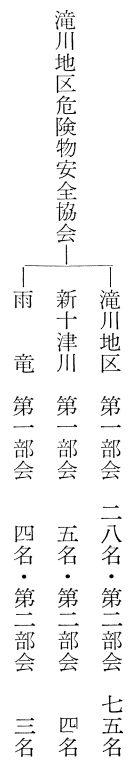
昭和三十六年に消防法の一部改正があり防火管理者制度が制定された。滝川市でも、防火管理者連絡協議会が必要であるとの意見が高まり、各団体の代表が発起人となって、この趣旨に賛同する会員一〇一人(団体)をもって、昭和三十八年十月二十九日滝川市防火管理者連絡協議会が設立された。その後、新たに新十津川町と雨竜町の会員(団体)が入会したことにより、昭和六十三年一月滝川地区防火管理者連絡協議会という名称に改められ、現在の会員数は一三二(団体)となった。運営機構及び事業については従来と同じで、市史上巻第十二編第四章に掲載されているので省略する。

歴代会長
初代 伊藤 清 昭三八・七・二九〜四二・五

- 二代 朝日 昇道 昭四二・五 〃五六・二・一〇
- 三代 小高 重宏 五六・二・一一〜六〇・五・四
- 四代 三浦 晃裕 六〇・五・一五 〃 現 在

滝川地区危険物安全協会

昭和三十四年消防法の改正により、火災予防条例で規制されていた危険物が消防法の規制を受けることになり、当時、滝川市内に六六施設があったが、年々増加するにつれて取扱いの安全確保と高度な知識を要することになったため、安全管理の組織づくりの機運が高まり、昭和四十年に設立された。事業としては、危険物取扱者試験の事前講習会、事業所従業員の研修等を主なものとしている。昭和五十六年四月、会則を改正して新十津川支部、雨竜支部を設けることとして、名称を改めた。現在、会員は一一九名である。(昭和六十三年度末)



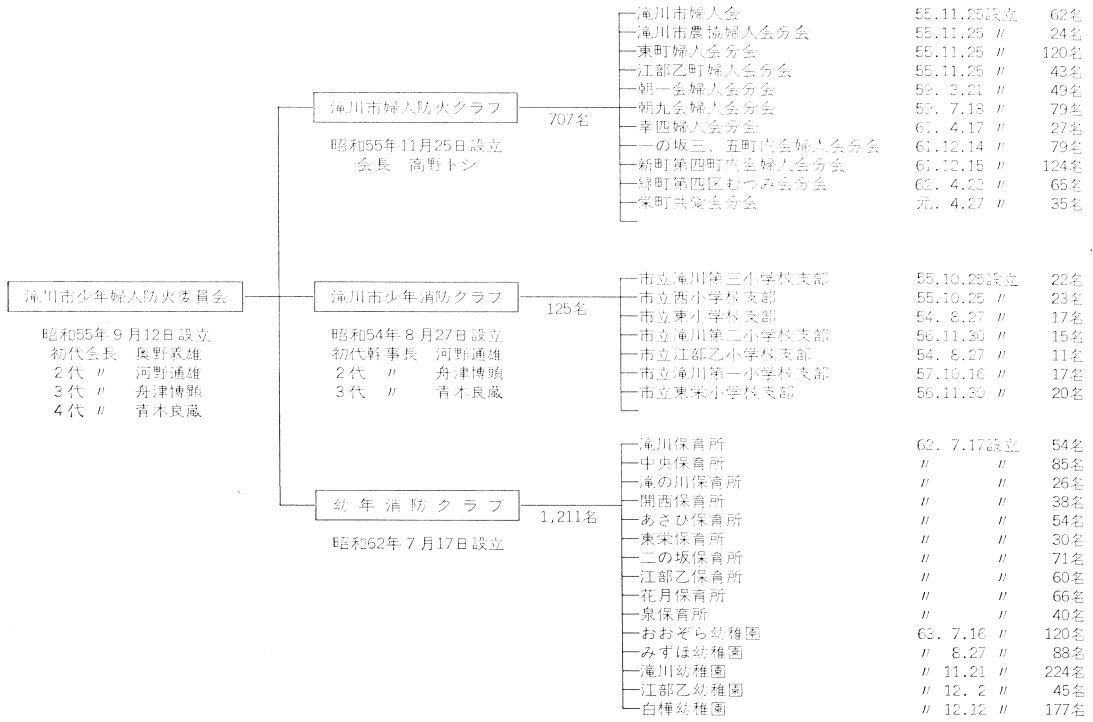
- 歴代会長
- 初代 山口 清 昭四〇・一〇・二七〜五六・三・一四
 - 二代 山下 勇 昭五六・三・一五〜平 元 五・一一
 - 三代 坪川総一郎 平 元・五・一二 〃 現 在

滝川市少年婦人防火委員会

民間防火組織の育成強化を主眼として少年消防クラブ及び婦人防火クラブを含めて円滑な会の運営を期するため、昭和五十五年九月に設立された。更に、昭和六十二年十月幼児活動の一環として消防研修及び火に対する正しいしつけを身に付けさせる目的で、幼年消防クラブも設立された。

滝川市少年婦人防火委員会組織図

第四章 消防



滝川市内における少年消防クラブは七校の小学校に設立されクラブ員一二五名、婦人防火クラブは市内の婦人団体を中心に一クラブ一分会が設立され会員七〇七名、幼年消防クラブは市内の保育所一〇施設五五七名と幼稚園五施設六五四名がそれぞれ活動を続けていく(人員は平成元年度末)。

防災対策・応急復旧・救助活動等の協力団体(平成元・四・一現在)

区分	名 称	代 表 者 名	会 員 数 ・ 他
婦 人 団 体	滝川市婦人會	高野トシ	三八〇
	滝川市母子寡婦婦人會	山本綾子	一八〇
奉仕団体	滝川市農協婦人部	谷口ヤス子	一六一
	江部乙町婦人會	堀内佳奈子	二五〇
他	江部乙町農協婦人部	中島キミ子	四四九
	滝川建設協會	田端真佳	五四社

災害時における協力業務内容はおよそ次のとおりである。

- (1) 避難先の奉仕く町内会
- (2) 炊出し奉仕く婦人団体
- (3) 救援物資の支給く奉仕団体
- (4) 飲料水の供給く建設協會
- (5) 清掃防疫奉仕く町内会
- (6) 被害調査・応急措置の応援く町内会・建設協會

なお、災害時における住民の避難所は、発生内容、場所によってそれぞれ異なるが、市内の学校、幼稚園、保育所、福祉会館、公民館などをあらかじめ設定しており、災害応急対策として、食糧、衣料、給水、医療、防疫など、各関係機関、団体と連携をはかり、防災に万全を期すよう努めている。